

平成31年1月30日

中部地方整備局用地部

所有者不明土地対策に取り組む地方公共団体を支援します ～中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会の設立～

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の円滑な施行を図るため、中部地方整備局、名古屋法務局、県、政令指定都市及び関係士業団体等が構成する「中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会」を設置します。

協議会は、所有者不明土地等の対策について、土地所有者の探索方法等のノウハウや先進事例の情報共有、活用方策の検討等を行うことにより、地方公共団体を支援していきます。

1. 設立総会

- (1) 日時：平成31年2月6日（水）13時30分～15時15分
- (2) 場所：KKRホテル名古屋 3階 芙蓉の間
愛知県名古屋市中区三の丸1-5-1
(受付：12時45分)
- (3) 出席者：国土交通本省土地・建設産業局、中部地方整備局、名古屋法務局、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、長野県、名古屋市、静岡市、浜松市及び弁護士会等の関係士業団体等の41団体

2. 取材等

- (1) 本会は報道機関の方のみ傍聴・取材が可能です。なお、カメラ撮りは、総会の冒頭（設立趣旨説明に入るまで）までとさせていただきます。
- (2) 傍聴を希望される報道機関の方は、2月4日（月）12:00までに、別紙の「申込書」にて登録をお願いします。

3. 配布先 中部地方整備局記者クラブ

＜お問い合わせ先＞

国土交通省中部地方整備局用地部用地企画課 郡山、鈴木

TEL：052-953-8105（内線 4751、4752）

FAX：052-953-9103

(別紙)

FAX (052) 953-9103 中部地方整備局用地部用地企画課 行

申込書

中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会設立総会（平成31年2月6日開催）の取材等を希望します。

1. 報道機関名・取材人数

報道機関名： 取材代表者名：	(取材人数 名)
-------------------	----------

2. 電話番号・FAX番号

電話番号： FAX番号：

3. その他

以下にチェックをお願いします。 ・ビデオ撮影： <input type="checkbox"/> ・カメラ撮影： <input type="checkbox"/>

※ 登録は2月4日（月）12時までにお申し込み下さい。

(問い合わせ先)

国土交通省中部地方整備局 用地部用地企画課 郡山、鈴木
電話：052-953-8105（内線：4751、4752）

中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会 設立総会

日 時：平成31年2月6日（水）13時30分～15時15分

場 所：KKRホテル名古屋 3階「芙蓉の間」

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

- (1) 中部地方整備局長
- (2) 名古屋法務局長
- (3) 土地・建設産業局企画課長

3. 協議会設立の趣旨

4. 議 事

- (1) 協議会規約（案）について
- (2) 会長職代行の指名について

5. 協議会員の紹介

6. 今後の取り組み

- (1) 協議会活動スケジュールについて
- (2) 市町村支援メニューについて
- (3) 法務局の所有者不明土地法への取組状況について

～ 休憩 ～

7. 基調講演

演 題：所有者不明土地問題と相続未登記について

講 師：さくら総合法律事務所 代表弁護士 竹内 裕詞 氏

8. 閉 会

法律の概要

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

【 公布後1年以内施行 : 平成31年6月1日施行 】

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく、現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

① 地域福利増進事業の創設 (利用権の設定)

- 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
- 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定
(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)

② 公共事業における収用手続の合理化・円滑化 (所有権の取得)

- 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定(審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)

(※)マニュアル作成等により、認定を円滑化

地域福利増進事業のイメージ



2. 所有者の探索を合理化する仕組み

【 公布後6月以内施行 : 平成30年11月15日施行 】

(※)照会の範囲は親族等に限定

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※) 合理化を実施。

① 土地等権利者関連情報の利用及び提供

- 土地の所有者の探索のために必要な公的情報(固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、行政機関が利用できる制度を創設

② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

- 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

【 公布後6月以内施行 : 平成30年11月15日施行 】

財産管理制度に係る民法の特例

- 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設 (※ 民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

準会員

(地区用対連会員)

農林水産省東海農政局
防衛省東海防衛支局
防衛省南関東防衛局
愛知県土地開発公社
静岡県土地開発公社
岐阜県土地開発公社
三重県土地開発公社
愛知県道路公社
名古屋市中区土地開発公社
名古屋高速道路公社
水資源機構
都市再生機構
中日本高速道路
東海旅客鉄道
名古屋鉄道
近畿日本鉄道
中部電力
東京電力パワーグリッド
関西電力
電源開発
NTT
日本郵政
名古屋港管理組合

用対連との連携

情報共有

会員

中部地方整備局
(用地部・建政部)

名古屋法務局
地方法務局

県・指定都市

(目的)

協議会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を含む関連制度の適切な活用を促すとともに、地方公共団体等における用地取得業務に関して、助言、指導その他の支援を行うことにより、円滑な公共用地の取得等の促進に寄与することを目的とする。

(事業計画)

- 所有者不明土地法を含む関連する公共用地取得の諸制度の普及・啓発
- 所有者不明土地法に関する施策・取組（地域福利増進事業の実施、土地収用法の特例財産管理に関する民法の特例、所有者探索の円滑化、特定登記未了土地に関する不動産登記法の特例）の情報共有等
- 用地隘路の解決に向けた事例紹介や解決策の提案
- 専門家等の活用を図っていくための方策の検討
- 講習会や講演会等の開催
- 会員による相談体制の構築、相談窓口の設置

事業計画による支援活動

第一分科会
(用地部)

- 隘路対策の提案・事例紹介
- 裁決申請等の助言・事例紹介
- 既存・新制度活用の推奨
- 用地補償実務の研修
- 地籍整備の推進
- 相談窓口の開設 等

第二分科会
(建政部・用地部)

- 地域福利増進事業の推奨
- 裁定申請の助言・事例紹介
- 事業認定円滑化の周知
- 相談窓口の開設 等

第三分科会
(名古屋法務局)

- 長期相続登記未了土地解消作業の情報提供
- 民法特例の普及・啓発
- 変則型登記の解消に係る情報提供 等

支援・連携

支援ニーズ

協力会員

○中部弁護士会連合会
静岡県弁護士会

○愛知県司法書士会
静岡県司法書士会
岐阜県司法書士会
三重県司法書士会

○愛知県行政書士会
静岡県行政書士会
岐阜県行政書士会
三重県行政書士会

○愛知県土地家屋調査士会
静岡県土地家屋調査士会
岐阜県土地家屋調査士会
三重県土地家屋調査士会

○中部不動産鑑定士協会
連合会

○補償コンサルタント協会
中部支部

情報共有

意見交換

講習会等
による支援

特別会員（各県用対連に属する市町村・地域福利増進事業者）